

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月14日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ  
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 バリー・オドワイヤー  
(Barry O'Dwyer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、  
ユージン・リュペール通り 2 - 4 番  
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンド（Asian Dragon Fund）およびUSガバメント・モーゲージ・ファンド（US Government Mortgage Fund）に関して、以下のとおり重要な変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) サブ・ファンドの投資方針および投資制限が、以下のとおり変更されます。

(注) 変更箇所には下線を付しております。

### 第一部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 1 外国投資法人の概況

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

<訂正前>

(前略)

該当ファンドの投資方針は、以下のとおりである。

( ) アジアン・ドラゴン・ファンド

(中略)

サブ・ファンドは、RQFIIアクセス・ファンドおよびストック・コネクト・ファンドであり、RQFII 割当および/またはストック・コネクトを通じて投資することにより、総資産のうち合計で最大20%を中国に直接投資することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

該当ファンドの投資方針は、以下のとおりである。

( ) アジアン・ドラゴン・ファンド

(中略)

サブ・ファンドは、RQFIIアクセス・ファンドおよびストック・コネクト・ファンドであり、RQFII 制度および/またはストック・コネクトを通じて投資することにより、総資産のうち合計で最大20%を中国に直接投資することができる。

(後略)

#### 2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

( ) アジアン・ドラゴン・ファンド

(中略)

- ・ 「人民元」という用語が使用される場合、オフショア人民元市場(CNH)を通じた投資への言及である(RQFII割当(すなわち、オンショア人民元市場(CNY))を通じて投資が行われた場合を除く。 )。

(中略)

- ・ クラスタ爆弾禁止条約は、2010年8月1日付で国際法として拘束力を有し、クラスタ爆弾の使用、製造、取得または譲渡を禁止した。したがって、ファンドのために投資顧問会社は、対人地雷、クラスタ爆弾ならびに劣化ウラン弾および装甲に法人として関与している世界中の会社について審査を行う。かかる法人としての関与が確認された場合、取締役会の方針としてファンドは、当該会社により発行された有価証券への直接の投資を認めていない。

( ) USガバメント・モーゲージ・ファンド

(中略)

- ・ クラスタ爆弾禁止条約は、2010年8月1日付で国際法として拘束力を有し、クラスタ爆弾の使用、製造、取得または譲渡を禁止した。したがって、ファンドのために投資顧問会社は、対人地雷、クラスタ爆弾ならびに劣化ウラン弾および装甲に法人として関与している世界中の会社について審査を行う。かかる法人としての関与が確認された場合、取締役会の方針としてファンドは、当該会社により発行された有価証券への直接の投資を認められていない。

### RQFII投資

現行の中国法の下では、一部の例外を除き、中国国外の特定の法域内に拠点を置く投資者は、人民元適格外国機関投資家(以下「RQFII」という。 )としての地位を得るため、中国証券監督管理委員会に対し申請を行うことができる。RQFIIの資格を得た投資者は、中国の投資適格株式に対し直接投資をすることのできる一定額のRQFII投資枠を中国国家外貨管理局より割り当てられる。RQFII割当を割り当てられない限り、中国の投資適格株式に対し直接投資を行うことはできない。ブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッド(以下「BAMNA」という。 )は、RQFIIの資格を得ており、RQFIIアクセス・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンドに関するRQFII割当を割り当てられた場合、それを使用することができる。ブラックロックのその他の法人がRQFIIの資格を得ることも想定され、その場合、それらの法人もまたRQFIIアクセス・ファンドに関するRQFII投資枠を使用することができる。

RQFIIは、随時、RQFIIアクセス・ファンドを通じて中国に対し直接投資を行うためにRQFII割当を使用することができる。中国国家外貨管理局のRQFII投資枠運用指針に基づき、RQFIIは、RQFII割当を複数の異なるオープン・エンド型投資信託商品に割り当てることができ、または、中国国家外貨管理局の承認を条件として、オープン・エンド型投資信託ではない投資商品および/もしくは一任勘定に割り当てることができる柔軟性を有している。したがって、RQFIIは、利用可能な限り、RQFII割当をRQFIIアクセス・ファンドに追加的に割り当てることができ、その他の投資商品または一任勘定に割り当てることができる。RQFIIは、

中国国家外貨管理局に対し、R Q F I I 割当の増額を申請し、R Q F I I アクセス・ファンドまたはR Q F I I が運用するその他の投資商品に割り当てることができる。

R Q F I I 割当が、S F Cにより認可されたR Q F I I アクセス・ファンドに割り当てられた場合、運用会社は、R Q F I I アクセス・ファンドがR Q F I I 投資枠を使用する前に、中国における法律顧問の意見書(以下「中国法律意見書」という。)を取得する。運用会社は、中国法に基づき、各R Q F I I アクセス・ファンドについて、中国法律意見書に以下の内容が含まれていることを確認する。

- ・関連する受託銀行により開設され、R Q F I I 保管銀行により管理される証券取引口座、およびR Q F I I 保管銀行の人民元特別預金口座(以下、それぞれ「R Q F I I 証券取引口座」および「人民元預金口座」という。)は、中国において適用のあるすべての法令に基づき、また中国のすべての所轄官庁による承認を受け、R Q F I I とR Q F I I アクセス・ファンドの共同名義において開設され、R Q F I I アクセス・ファンドのために使用することをその唯一の目的としていること。
- ・R Q F I I アクセス・ファンドのR Q F I I 証券取引口座内の資産は、( ) R Q F I I アクセス・ファンドが単独で保有する資産であること、ならびに( ) R Q F I I (R Q F I I の資格保有者)、保管銀行もしくはR Q F I I 保管銀行および中国のその他のブローカーの固有財産、ならびにR Q F I I (R Q F I I の資格保有者)、保管銀行、R Q F I I 保管銀行および中国のその他のブローカーの顧客の財産と分別管理されていること。
- ・人民元預金口座内の資産は、( ) R Q F I I 保管銀行のR Q F I I アクセス・ファンドに対する無担保債務となること、ならびに( ) R Q F I I (R Q F I I の資格保有者)および中国のその他のブローカーの固有財産、ならびにR Q F I I (R Q F I I の資格保有者)および中国のその他のブローカーの顧客の財産と分別管理されていること。
- ・ファンドが、R Q F I I アクセス・ファンドのR Q F I I 証券取引口座内の資産および人民元預金口座内の預金額に相当する負債について、R Q F I I アクセス・ファンドに代わり有効な所有権を有する唯一の法人であること。
- ・R Q F I I または中国のブローカーが清算された場合、R Q F I I アクセス・ファンドのR Q F I I 証券取引口座および人民元預金口座内の資産は、中国国内における清算においてR Q F I I または当該ブローカーの清算対象資産とならないこと。
- ・R Q F I I 保管銀行が清算された場合、( ) R Q F I I アクセス・ファンドのR Q F I I 証券取引口座内の資産は、中国国内における清算においてR Q F I I 保管銀行の清算対象資産とならないこと、および( ) R Q F I I アクセス・ファンドの人民元預金口座内の資産は、中国国内における清算においてR Q F I I 保管銀行の清算対象資産となり、R Q F I I アクセス・ファンドは人民元預金口座内の預金額についてR Q F I I 保管銀行に対する無担保債権者となること。

#### R Q F I I 保管銀行

保管銀行は、合意に基づき決定した特定の市場(中国を含む。)における顧客の投資資産の保管業務を委託する目的(以下「グローバル・カストディ・ネットワーク」という。)で、副保管契約によりR Q F I I 保管銀行をその副保管銀行として任命した。

保管銀行は、U C I T S の保管銀行としての義務に基づき、(前記のとおり)顧客(ファンドを含む。)の中国国内の投資資産を保管するためにグローバル・カストディ・ネットワークを確立したが、R Q F I I 規則は別途、R Q F I I 割当に係る投資資産の保管および現金の保管、ならびに為替管理規制上の要請への対応のため、中国国内でR Q F I I の保管銀行を任命することをすべて

のRQFIIに義務付けている。したがって、RQFII規則の要請を満たすため、RQFIIは、RQFII保管銀行との間で別途契約を締結し(以下、「RQFII保管契約」という。)、RQFII割当を通じて取得したRQFIIアクセス・ファンドの資産の中国国内における保管銀行としてRQFII保管銀行を任命する予定である。

(中略)

#### ドイツの税制改革 エクイティ・ファンド

運用会社は、ドイツ投資税法(2018年1月1日施行)第20条第1項に基づきいわゆるエクイティ・ファンドに対する一部免税制度に従ってサブ・ファンドを運用することを目指している。したがって、本書の日付現在において、本書の他の規定(後記「(4)投資制限」を含む。)にかかわらず、アジアン・ドラゴン・ファンドは、継続して、その純資産価格の少なくとも51%を、認知されている証券取引所における取引を認められているまたは組織的市場に上場されている法人の株式に直接投資する。

#### リスク管理

(中略)

##### ( ) アジアン・ドラゴン・ファンド

用いられるリスク管理方法: コミットメント・アプローチ

##### ( ) USガバメント・モーゲージ・ファンド

用いられるリスク管理方法: FTSEモーゲージ・インデックスを適切なベンチマークとして用いる、相対VaR。

該当サブ・ファンドのレバレッジの予想水準: 純資産価額の240%

#### <訂正後>

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

##### ( ) アジアン・ドラゴン・ファンド

(中略)

- ・ 「人民元」という用語が使用される場合、オフショア人民元市場(CNH)を通じた投資への言及である(RQFII制度(すなわち、オンショア人民元市場(CNY))を通じて投資が行われた場合を除く。))。

(中略)

- ・ クラスタ爆弾禁止条約は、2010年8月1日付で国際法として拘束力を有し、クラスタ爆弾の使用、製造、取得または譲渡を禁止した。したがって、ファンドのために投資顧問会社は、対人地雷、クラスタ爆弾ならびに劣化ウラン弾および装甲に法人として関与している世界中の会社について審査を行う。かかる法人としての関与が確認された場合、取締役会の方針としてファンドは、当該会社により発行された有価証券への投資を認めていない。

##### ( ) USガバメント・モーゲージ・ファンド

(中略)

- ・ クラスタ爆弾禁止条約は、2010年8月1日付で国際法として拘束力を有し、クラスタ爆弾の使用、製造、取得または譲渡を禁止した。したがって、ファンドのために投資顧問会社は、対人地雷、クラスタ爆弾ならびに劣化ウラン弾および装甲に法人として関与している

世界中の会社について審査を行う。かかる法人としての関与が確認された場合、取締役会の方針としてファンドは、当該会社により発行された有価証券への投資を認められていない。

#### 環境・社会・ガバナンス(ESG)統合

ブラックロック・グループは、ESG統合を、リスク調整後のリターンを高めるために、重要な環境・社会・ガバナンス(ESG)情報を投資判断に取り入れることと定義した。ブラックロック・グループは、すべての資産クラスおよびポートフォリオ運用のスタイルにおいて、重要なESG情報が関連性を有することを認識している。投資顧問会社は、ルクセンブルグを拠点とするすべての活動中のファンドにおける投資プロセスにおいて、ESGに関する考慮事項を統合する。ESG情報は、投資リサーチ、ポートフォリオ構築、ポートフォリオの見直しおよびスチュワードシップ・プロセスにおける検討対象に含まれる。

各サブ・ファンドについて、会社のリスクおよび定量分析グループは、投資顧問会社と協力してポートフォリオの見直しを行い、ESGリスクに対するエクスポージャーが伝統的な財務上のリスクと同様に定期的に考慮されることを確保する。投資顧問会社は、調査プロセスにおいて、総合的な情報の一つとしてESGデータを検討し、投資プロセスにおいてかかるESGデータの重要性を判断する。サブ・ファンドの投資決定の際に考慮すべき事項は、ESG要因のみではない。投資顧問会社によるESGデータの評価は主観的なものであり、時を経て変化する可能性がある。

このアプローチは、投資目的に従ってサブ・ファンドを運用するという投資顧問会社の規制上の義務と整合するものである。ブラックロック・グループのESG統合へのアプローチは、投資分析を進化させること、およびサブ・ファンドの投資に対しESGリスクが与えるであろう影響を理解することを目標として、投資顧問会社が考慮する情報の総量を拡大するものである。投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的に適した投資決定を行うために、ESG考慮事項を含め、様々な経済・金融指標を評価する。

サブ・ファンドの文書に別段の記載がなく、またサブ・ファンドの投資目的に別段の記載が含まれない限り、ESGまたはインパクトに重点を置いた投資戦略または排除スクリーニングがサブ・ファンドによって採用されることは示唆されていない。

ブラックロック・グループは、サブ・ファンドの資産の長期的な価値を保護し、また拡大することを目的として、投資スチュワードシップの約束と議決権行使を行っている。ブラックロック・グループの経験上、リスク管理の監督、取締役会の説明責任および規制の遵守を含む健全なガバナンス慣行によって、持続可能な財務業績および価値創造が強化される。ブラックロック・グループは、最優先事項として、取締役会の構成、有効性および説明責任に重点を置いている。ブラックロック・グループの経験上、高い水準のコーポレート・ガバナンスは、取締役会のリーダーシップと監督の基礎となる。ブラックロック・グループは、取締役会が、その有効性およびパフォーマンス、ならびに取締役の責任およびコミットメント、交代および承継の計画、危機管理ならびにダイバーシティに関する取締役会の姿勢を評価する方法に関する理解を深めることを約束する。

企業のビジネスモデル固有の重要な環境要因に関する健全な実務慣行は、適正なオペレーションおよび経営の質を示すシグナルとなり得る。企業の長期的な財務成績に関連する環境要因は、通常、業界特有のものであるが、今日のダイナミックなビジネス環境においては、規制や技術の変化といった一部の他の要因がより大きな影響力を持つことがある。企業による報告は、投資家およびその他の者が、これらの要因に対する企業のアプローチや、どのようにリスクが軽減され、機会が実現されるかを理解する一助となるものである。

ブラックロック・グループは、その事業の2つの重要な特徴に基づき、投資スチュワードシップ業務において、長期的な視点を持っている。すなわち、ブラックロック・グループの投資家の大半が長期的な目標のために貯蓄しており、長期的な投資家であると想定されること、また、ブラックロック・グループは、多様な投資ホライズンの戦略を提供しており、投資先企業と長期的な関係を築いていることである。

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト( [www.blackrock.com/corporate/sustainability](http://www.blackrock.com/corporate/sustainability) および <https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility> )を参照されたい。

## R Q F I I 投資

現行の中国法の下では、一部の例外を除き、中国国外の特定の法域内に拠点を置く投資者は、人民元適格外国機関投資家(以下「R Q F I I」という。)としての地位を得るため、中国証券監督管理委員会に対し申請を行うことができる。R Q F I Iの資格を得た投資者は、中国国家外貨管理局に登録し中国の投資適格株式に対し直接投資をすることができる。ブラックロック・アセット・マネジメント・ノースアジア・リミテッド(以下「BAMNA」という。)は、R Q F I Iの資格を得ており、R Q F I Iアクセス・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンドは、直接中国国内の投資適格株式へのアクセスが可能となり、BAMNAのR Q F I Iとしての地位を通じてR Q F I I適格投資に直接投資することができる。ブラックロックのその他の法人が随時R Q F I Iの資格を得ることも想定され、その場合、それらの法人もまたR Q F I Iアクセス・ファンドにR Q F I I適格投資に直接投資させることができる。

S F Cにより認可されたR Q F I Iアクセス・ファンドについて、運用会社は、R Q F I Iアクセス・ファンドがR Q F I I制度を通じて投資する前に、中国における法律顧問の意見書(以下「中国法律意見書」という。)を取得する。運用会社は、中国法に基づき、各R Q F I Iアクセス・ファンドについて、中国法律意見書に以下の内容が含まれていることを確認する。

- (a) 関連する受託銀行により開設され、R Q F I I 保管銀行により管理される証券取引口座、およびR Q F I I 保管銀行の人民元特別預金口座(以下、それぞれ「R Q F I I 証券取引口座」および「人民元預金口座」という。)は、中国において適用のあるすべての法令に基づき、また中国のすべての所轄官庁による承認を受け、R Q F I IとR Q F I Iアクセス・ファンドの共同名義において開設され、R Q F I Iアクセス・ファンドのために使用することをその唯一の目的としていること。
- (b) R Q F I Iアクセス・ファンドのR Q F I I証券取引口座内の資産は、( ) R Q F I Iアクセス・ファンドが単独で保有する資産であること、ならびに( ) R Q F I I (R Q F I Iの資格保有者)、保管銀行もしくはR Q F I I 保管銀行および中国のその他のブローカーの固有財産、ならびにR Q F I I (R Q F I Iの資格保有者)、保管銀行、R Q F I I 保管銀行および中国のその他のブローカーの顧客の財産と分別管理されていること。
- (c) 人民元預金口座内の資産は、( ) R Q F I I 保管銀行のR Q F I Iアクセス・ファンドに対する無担保債務となること、ならびに( ) R Q F I I (R Q F I Iの資格保有者)および中国のその他のブローカーの固有財産、ならびにR Q F I I (R Q F I Iの資格保有者)および中国のその他のブローカーの顧客の財産と分別管理されていること。

- (d) ファンドが、R Q F I I アクセス・ファンドの R Q F I I 証券取引口座内の資産および人民元預金口座内の預金額に相当する負債について、R Q F I I アクセス・ファンドに代わり有効な所有権を有する唯一の法人であること。
- (e) R Q F I I または中国のブローカーが清算された場合、R Q F I I アクセス・ファンドの R Q F I I 証券取引口座および人民元預金口座内の資産は、中国国内における清算において R Q F I I または当該ブローカーの清算対象資産とならないこと。
- (f) R Q F I I 保管銀行が清算された場合、( ) R Q F I I アクセス・ファンドの R Q F I I 証券取引口座内の資産は、中国国内における清算において R Q F I I 保管銀行の清算対象資産とならないこと、および( ) R Q F I I アクセス・ファンドの人民元預金口座内の資産は、中国国内における清算において R Q F I I 保管銀行の清算対象資産となり、R Q F I I アクセス・ファンドは人民元預金口座内の預金額について R Q F I I 保管銀行に対する無担保債権者となること。

#### R Q F I I 保管銀行

保管銀行は、合意に基づき決定した特定の市場（中国を含む。）における顧客の投資資産の保管業務を委託する目的（以下「グローバル・カストディ・ネットワーク」という。）で、副保管契約により R Q F I I 保管銀行をその副保管銀行として任命した。

現行の R Q F I I 規則では、R Q F I I は複数の R Q F I I 保管銀行を任命することができる。

保管銀行は、U C I T S の保管銀行としての義務に基づき、（前記のとおり）顧客（ファンドを含む。）の中国国内の投資資産を保管するためにグローバル・カストディ・ネットワークを確立したが、R Q F I I 規則は別途、R Q F I I 制度に係る投資資産の保管および現金の保管、ならびに為替管理規制上の要請への対応のため、中国国内で R Q F I I の保管銀行を任命することをすべての R Q F I I に義務付けている。したがって、R Q F I I 規則の要請を満たすため、R Q F I I は、R Q F I I 保管銀行との間で別途契約を締結し（以下、「R Q F I I 保管契約」という。）、R Q F I I 制度を通じて取得した R Q F I I アクセス・ファンドの資産の中国国内における保管銀行として R Q F I I 保管銀行を任命する予定である。

（中略）

#### ドイツの税制規則 エクイティ・ファンド

運用会社は、アジアン・ドラゴン・ファンドを含む一定のサブ・ファンドについて、ドイツ投資税法（2018年1月1日施行）第2条第6項および第7項に基づく「エクイティ・ファンド」のとしての地位を維持する意向である。したがって、本書の日付現在において、本書の他の規定（後記「（4）投資制限」を含む。）にかかわらず、アジアン・ドラゴン・ファンド（該当する他のサブ・ファンドと総称して、以下「エクイティ・ファンド」という。）は、ドイツ投資税法（2018年1月1日施行）第2条第8項に従い、継続して、その総資産の50%超を、以下に定義される株式に直接投資する。

サブ・ファンドの「総資産」とは、各サブ・ファンドの債務を考慮しない当該サブ・ファンドの資産の価値として定義されている（ドイツ投資税法（2018年1月1日施行）第2条第9項a第1文）。

企業活動、買付申込み/買戻し、指数のリバランシングおよび市場の変動により、サブ・ファンドが上記の株式投資水準を一時的に充足しなくなることがある。かかる場合、サブ・ファンドは、水準不足を把握した後不当に遅滞することなく、指定投資水準を再設定するために可能かつ合理的



な措置を講じる。サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用を目的として証券貸付を行うこともある。上記の株式投資水準は、貸付対象の株式を除いたものである。

上記の比率数値の目的上、ドイツ投資税法(2018年1月1日施行)第2条第8項に基づく「株式」とは、以下を意味する。

・証券取引所での公式取引が認められているか、または組織化された市場(一般に認知され、公開され、適正かつ適切な方法で運営される市場)に上場されている法人の株式

・不動産会社以外の法人で以下に掲げるものの株式

a. 加盟国またはE E A(欧州経済領域)加盟国の居住者であり、当該加盟国において法人に対する所得課税の対象であり、免税対象ではないもの、もしくは

b. 上記以外のいずれかの他の国に居住しており、当該国において法人に対し少なくとも15%の税率による所得税が課され、かかる税が免除されないもの、または

・エクイティ・ファンド(継続して、その総資産の50%超を株式に直接投資するファンド)のファンド・ユニットのうち、エクイティ・ファンド・ユニットの価値の51%超を占めるもの、または、エクイティ・ファンドの投資状況がより高い最低株式投資を規定している場合には、エクイティ・ファンド・ユニットの価値の高い方のそれぞれの割合を株式として斟酌する。

上記に定める投資水準を計算する目的上、サブ・ファンドは、週に1回以上の頻度で評価が行われることを条件として、各評価日に公表される対象ファンドの実際の株式割当を考慮することもできる。

上記の比率数値の目的上、以下のものは、ドイツ投資税法(2018年1月1日施行)第2条第8項に基づく「株式」には該当しない。

・パートナーシップの株式(パートナーシップ自体が法人の株式を保有している場合を含む。)

・ドイツ投資税法第2条第9項第6文に基づき不動産としての適格性を有する法人の株式

・所得税が免除される法人が利益を分配している限りにおける、これらの法人の株式。ただし、当該分配が少なくとも15%の課税対象であり、かつ、当該投資ファンドがかかる課税を免除されない場合を除く。

・次に掲げる法人の株式

a. その所得のうち直接もしくは間接に法人の株式に由来するものが10%を超える法人であって、上記 a. もしくは b. の要件を充足しないもの、または

b. 上記 a. もしくは b. の要件を充足しない法人の株式を直接または間接に保有しているもの(その額が当該法人の市場価値の10%を超える場合に限る。)

上記は、本書の日付現在における、関連するドイツの税法に関する管理会社の見解を反映したものである。法律は改正に服するため、これらの数値は予告なく調整されることがある。

投資者は、サブ・ファンドがドイツ投資税法(2018年1月1日施行)第2条第6項および第7項に基づき「エクイティ・ファンド」としての地位を取得することの影響について、自らの税務アドバイザーに問い合わせる必要がある。

## リスク管理

(中略)

( ) アジアン・ドラゴン・ファンド

用いられるリスク管理方法: コミットメント・アプローチ

ベンチマークの使用: サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会

社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でMSCIオール・カンントリー・アジア・エクス・ジャパン・インデックス(以下「本指数」という。)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわちインデックスからの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本指数の構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本指数に含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針の地理的範囲によって、ポートフォリオの保有銘柄が本指数から乖離する範囲が限定されることがある。本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。

( ) USガバメント・モーゲージ・ファンド

用いられるリスク管理方法： FTSEモーゲージ・インデックスを適切なベンチマークとして用いる、相対VaR。

該当サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の240%

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でFTSEモーゲージ・インデックス(以下「本指数」という。)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本指数からの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本指数の構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本指数に含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針に関する発行会社、保証人および信用格付の要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本指数から乖離する範囲が限定されることがある。本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。

(4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1(f)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

各サブ・ファンドがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入した場合、2.6項に定める制限に関連してそれぞれのUCITSおよびその他のUCIの資産を織り込む必要はない。

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資運用会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資運用会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

2.4 サブ・ファンド(以下「投資サブ・ファンド」という。)が、ファンドの他のサブ・ファンド(以下「対象サブ・ファンド」という。)の投資証券に投資する場合、

- ・ 対象サブ・ファンド自体は、投資サブ・ファンドに投資することができない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1(f)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

各サブ・ファンドは、2.1.6に記載されるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、かかるサブ・ファンドの純資産額の20%を超えて単一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資することはできない。この制限の適用上、対象となるアンブレラ・ファンドのUCITSまたはUCIの複数のサブ・ファンドは、第三者請求に関する債務が当該サブ・ファンド間で有効に分別されている場合には、それぞれ別の発行体とみなされる。

UCITS以外の適格UCIの受益証券に対する一サブ・ファンドの最大合計投資額は、当該サブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。

各サブ・ファンドがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入した場合、2.6項に定める制限に関連してそれぞれのUCITSおよびその他のUCIの資産を織り込む必要はない。

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資運用会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資運用会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

サブ・ファンドが純資産額の大部分をその他のUCITSおよびその他のUCIに投資する場合、投資顧問会社は、当該サブ・ファンドに課せられる運用報酬総額(成功報酬(もしあれば)を除く。)(かかるサブ・ファンドが投資する他のUCITSおよびUCIからの運用報酬を含む。)が、サブ・ファンドの純資産価額の1.50%を超えないことを確保する。

- 2.4 サブ・ファンド(以下「投資サブ・ファンド」という。)が、ファンドの他のサブ・ファンド  
(以下「対象サブ・ファンド」という。)の投資証券に投資する場合、
- ・ 対象サブ・ファンド自体は、投資サブ・ファンドに投資することができない。  
(後略)

( 2 ) 当該変更の年月日  
2020年12月11日